

埼玉県寄居町

公設浄化槽事業 経営戦略

令和8年3月



令和3年3月策定

令和8年3月改定



## 寄居町 公設浄化槽事業 経営戦略

# 目次

I	はじめに	
1.	浄化槽とは-----	1
2.	本町の浄化槽普及の取組-----	3
II	経営戦略改定について	
1.	経営戦略策定及び改定の背景と目的-----	4
2.	本町の経営戦略策定状況と本戦略の計画期間-----	7
III	事業概要	
1.	本戦略の対象となる事業の現況-----	8
IV	現状分析	
1.	決算統計・経営比較分析表による本町経営状況分析-----	11
V	将来の事業環境	
1.	将来の事業予測-----	18
2.	現状の課題への対応-----	21
3.	経営の基本方針と目標-----	21
VI	投資・財政計画（シミュレーション）	
1.	シミュレーションの設定条件-----	23
2.	現状予測に基づく投資・財政計画-----	24
3.	投資・財政計画（収支計画）における今後検討予定の取組の概要-----	28
VII	経営戦略の取組体制と今後の検討事項	
1.	経営推進体制-----	29
2.	PDCA サイクル-----	30
3.	次回以降の見直し-----	30



# I はじめに

## 1. 浄化槽とは

### (1) 浄化槽の歴史

日本における生活排水の処理システムには、代表的なものに下水道、農業集落排水施設、浄化槽があります。このうち浄化槽は日本で独自に開発された排水の汚水処理設備であり、歴史的には下水道を利用できない地域において、便所を水洗化する場合に設置しなければならない設備として定義されてきました。そのため便所の排水のみを処理する「単独処理浄化槽」と、台所、洗面所、風呂場などを含め家庭から出る排水をまとめて処理する「合併処理浄化槽」の二本立てとされてきましたが、浄化槽法の改正により単独処理浄化槽は平成13年（2001）年4月からは原則として新設することができなくなりました。これにより浄化槽法上の「浄化槽」の定義も改められました。浄化槽の目的として、平成13年（2001）年改正以前の旧法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「清掃法（浄化槽法施行前は同法が浄化槽について監理）」では、伝染病の予防、蔓延の防止などの汚水の衛生処理を定めていましたが、現行法ではこれと併せて環境保全についても浄化槽設置の目的としています。

浄化槽の主な特徴として以下の3点があげられます。

- ① 窒素やリン除去などの高度処理にも対応できる
- ② 設置場所は各家庭ではあるが、車1台分程度のスペースしか場所を取らず、かつ地中に埋めてしまうため目立たない
- ③ 下水道のような長い配管は不要のため、地震などの災害にも強い

我々の身近な問題として、川、湖や内湾などの閉鎖性水域における水質汚濁が大きな社会問題となっています。主な原因は生活排水ですが、その対策として浄化槽が大変期待されています。

今後、生活排水処理施設の整備が必要な地域（例えば人口が5万人以下の地方都市や中山間地域）ほど、人口減少・高齢化が進展すると推測され、市町村の財政基盤が弱いといわれています。このような地域で今までと同様に下水道事業を進めるとした場合、使用料で賄いきれない企業債の元利償還額が市町村の財政に大きな影響を及ぼし、行政サービスが維持できない可能性が指摘されています。

民間の資本や技術を活用しつつ無駄の少ない方法で実現できる最も有力な候補として浄化槽が注目されています。

一基の浄化槽が受け入れ可能な負荷（処理対象人員）は「人槽」という単位で表現され、その算定方法は JIS A 3302-2000 の「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により定められています。最小の浄化槽は家庭用小型浄化槽の 5 人槽で、人槽が大きくなるにつれて浄化槽が大きくなります（一般家庭においては基本的に 5 人槽、7 人槽、10 人槽まで）。

また、一般住宅の人槽単位の算定の基準ですが以下のとおりで、使用人数による算出ではありません。

算定基準	人槽単位
延べ床面積が 130 m <sup>2</sup> 以下	5 人槽
延べ床面積が 130 m <sup>2</sup> 超え	7 人槽
台所と浴槽が 2 つある 2 世帯住宅	10 人槽

## （２）浄化槽の仕組み

浄化槽は下水道と同様、生活排水を綺麗に処理してから河川に放流するための污水处理設備です。下水道は市町村が管理している污水处理場にて汚水の処理を行う一方、下水道が未整備の地域では、污水处理を行う浄化槽を個々の建物に設置します。浄化槽内で微生物の働きによって汚水を浄化し、水質基準を満たした水が放流されます。

### ■浄化槽の仕組み

#### ①嫌気ろ床槽で重力とろ材を利用して液体と固形物（浮遊物）に分離

ろ材の表面に付いた嫌気性微生物（酸素がないところで働く微生物）が、汚水中に溶けている汚れ成分を分解します。

#### ②接触ばっ気槽で微生物によって汚れを分解

様々な種類の好気性微生物（酸素があるところで働く微生物）が、送風機で送り込まれる空気中の酸素の助けを借りて、更に水中に溶けている汚れ成分を分解します。

#### ③滅菌消毒を施し、側溝や河川へ放流

汚れ成分を分解し、増えた微生物のかたまり（汚泥）が沈殿槽で取り除かれ、綺麗になった上澄み水は、塩素消毒されてから放流されます。

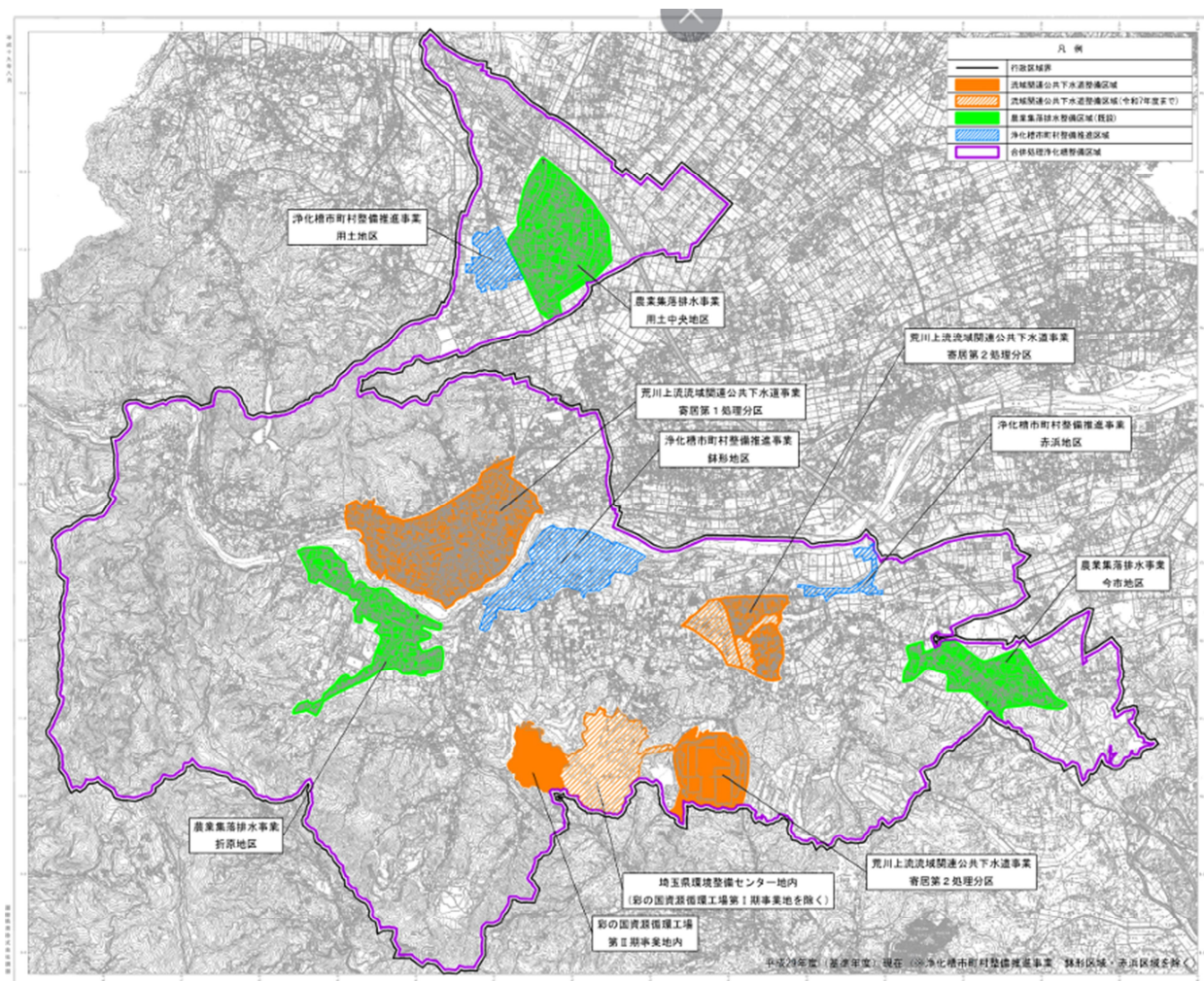
また、汚水を処理する過程で、汚れ成分や固形物などが汚泥として槽内に残り、溜まっています。浄化槽の働きを安定的に維持するためには、微生物が元気で働く環境を整え、消毒剤の補給作業や汚泥を引き出す清掃作業をするなどの保守点検が必要となります。

## 2. 本町の浄化槽普及の取組

浄化槽法が改正され、市町村は、当該市町村の区域のうち自然的、経済的、社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができることとされました。

これを受けて、寄居町では令和3（2021）年4月1日付けで、下水道処理区域及びその予定区域、集落排水区域を除いた区域を浄化槽処理促進区域に指定しました。

### ■寄居町 浄化槽処理促進区域図



本町では浄化槽設置整備事業補助金及び公設浄化槽制度を導入しています。

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽およびくみ取り便槽からの入れ替えにより、合併処理浄化槽を設置する方に補助金<sup>\*</sup>を交付しています。

また、平成29（2017）年度から用土区域の一部、令和2（2020）年度から鉢形区域の一部、赤浜区域の一部で、本町が浄化槽を設置し維持管理する特定地域生活排水処理事業（公設浄化槽事業）として供用を開始し、令和6（2024）年度末現在で73基の浄化槽を管理しています。

※令和7（2025）年度現在

## II

# 経営戦略改定について

## 1. 経営戦略策定及び改定の背景と目的

### (1) 公営企業の更なる経営改革の推進

我が国においては、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の縮小や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す一方で、各公営企業は将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくことが強く求められています。

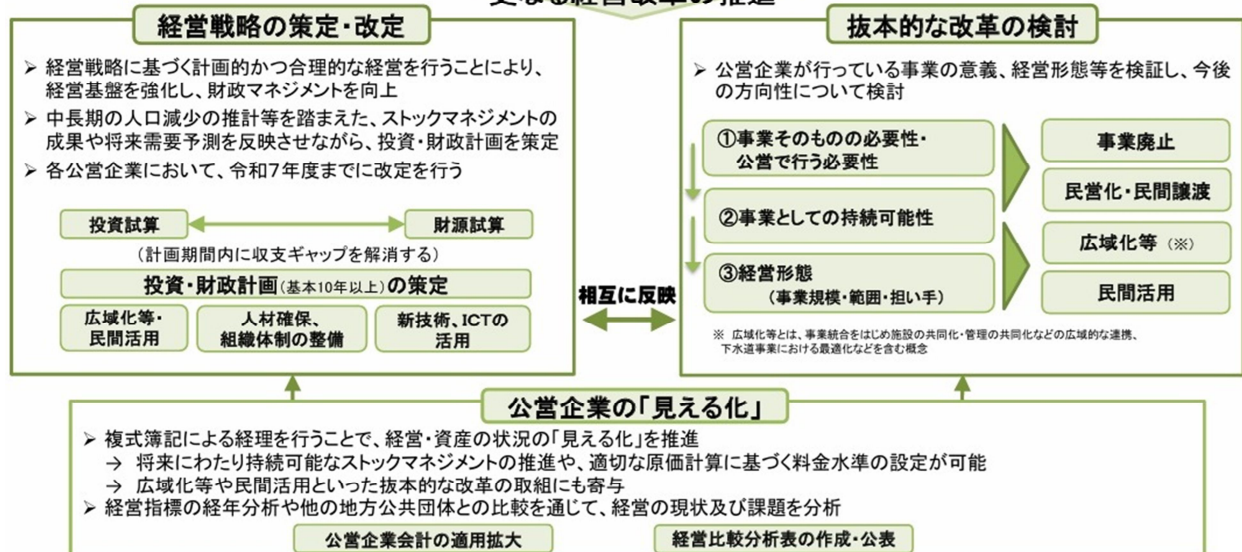
そのためには、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」といった現状分析に基づき、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を進め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについて、より実効性を高めるために更なる経営改革を推進することが不可欠となっています。

### 公営企業における更なる経営改革の推進

#### 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
  - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
  - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
  - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

#### 更なる経営改革の推進



※出典：経済産業省「第16回産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7

：総務省「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和7年1月27日開催）」資料1-5

## (2) 経営戦略策定の目的

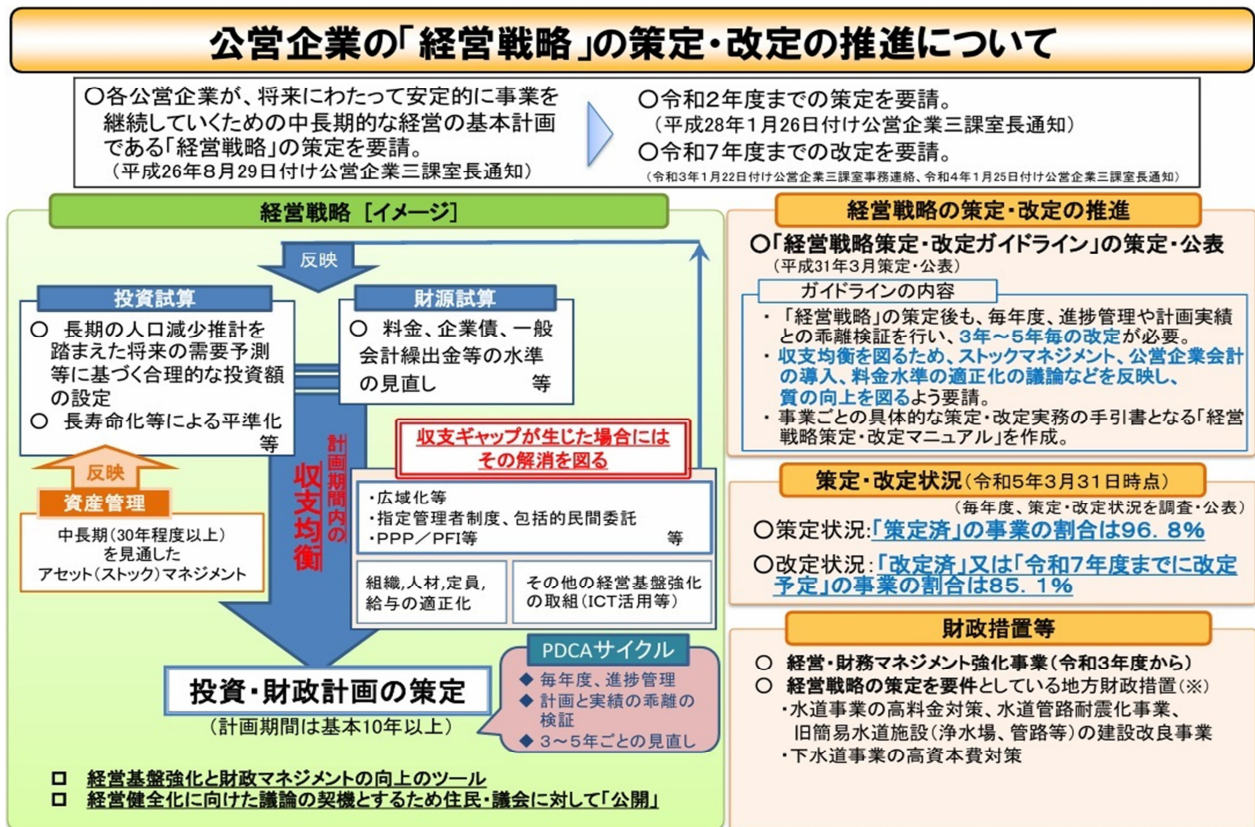
公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことがその大前提となっています。

しかしながら、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが不可欠となっています。

すなわち、経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要です。

これらの課題や現状に対して、総務省は、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことを強く求めています。

このなかで経営戦略については、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までに策定を行い、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までに改定することを求め、平成 31（2019）年 3 月、令和 4（2022）年 1 月の 2 回、ガイドライン及びマニュアルを変更しています。



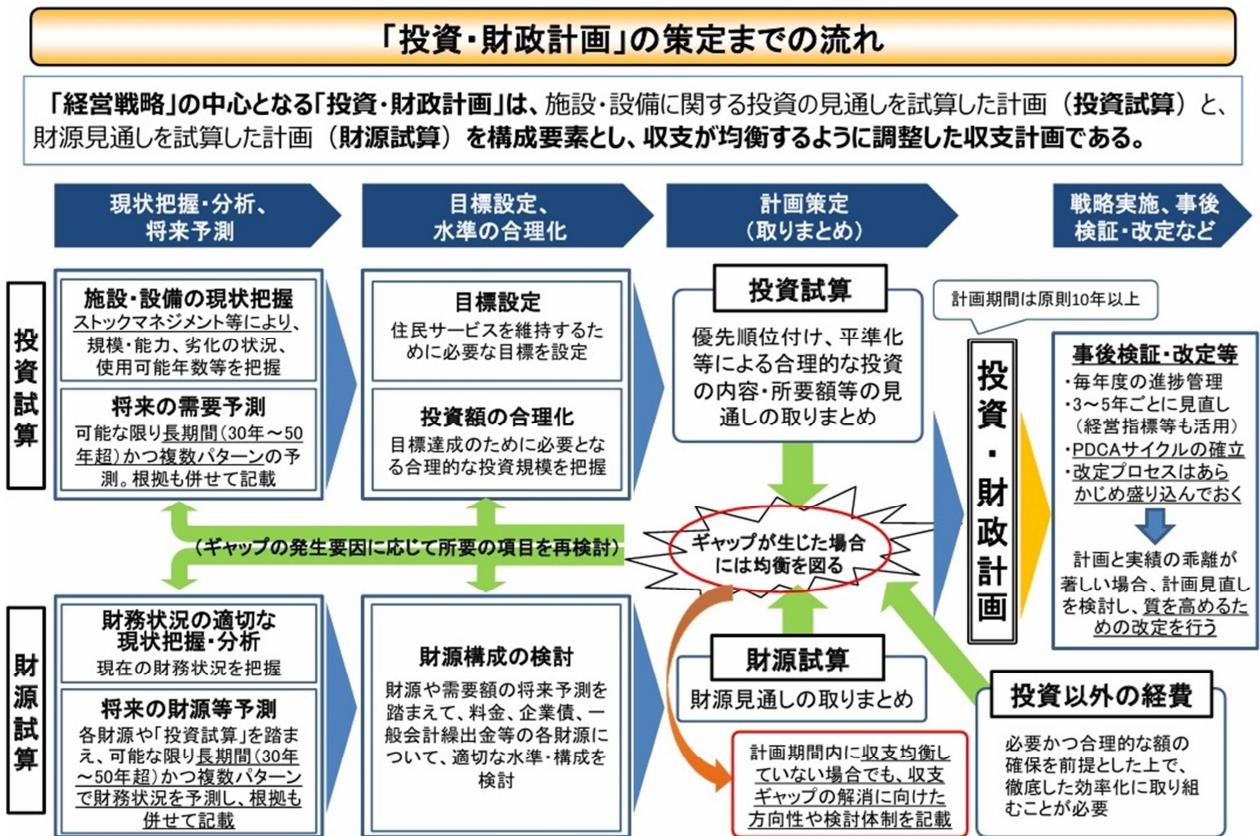
※出典：経済産業省「第16回 産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7

### (3) 経営戦略の要旨

本経営戦略においては、下水道資産の現状分析を基にした長期的な需要の見通しや更新等の投資計画を立てることになりますが、経営の悪化が想定される場合、使用料改定検討等の計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見通しを描くために、中長期の「投資・財政計画」の策定を行います。

「投資・財政計画」の策定にあたっては、「投資試算」及び「財源試算」による将来予測が求められます。

「投資・財政計画」は、現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえて試算を行い、その上で、将来の使用料収入の減少や更新需要の増大等を見据えた使用料水準の適正化並びに広域化や更なる民間活用を反映した投資のあり方の見直し等を複合的に検討して具体的なシミュレーションを構築し、今後の経営の指針や取組を策定するものとなります。



※出典：経済産業省「第16回産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7

：総務省「経営戦略策定・改定マニュアル」

## 2. 本町の経営戦略策定状況と本戦略の計画期間

---

平成 26（2014）年 8 月に総務省から中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むための計画作成が求められ、本町では令和 2（2020）年度に特定地域生活排水処理事業の経営戦略を策定しました。

今回、当初経営戦略策定から 4 年が経過し、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けるものとして、策定した経営戦略に沿った取組等を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、一層の内容の充実化を図った経営戦略に改定しました。

本戦略の計画期間は令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度の 10 年間とします。

尚、計画については、社会情勢や経営状況の変化等を踏まえて、概ね 5 年ごとに見直しを行います。



## III 事業概要

### 1 本戦略の対象となる事業の現況

#### (1) 対象となる事業概要

本戦略の対象は特定地域生活排水処理事業（公設浄化槽事業）となります。対象区域は、用土区域（2区、3区、4区、5区の一部）、鉢形区域（一部地域を除く）、赤浜区域（赤浜区の一部）です。

事業内容として、区域内の個人住宅等に浄化槽設置工事費の一部を分担金として負担してもらい、本町が主体となって浄化槽の設置を行います。また、浄化槽を使用する方から維持管理費用として使用料を徴収し、本町が浄化槽の維持管理を行います。

#### ■寄居町公設浄化槽事業の概要

事業	特定地域生活排水処理事業
供用開始	平成 30（2018）年 1 月 4 日
法適・非適用区分	法適用 ※令和 6（2024）年 4 月 1 日法適用化
浄化槽設置基数	73 基
広域化・共同化・最適化実施状況	なし

※浄化槽設置基数は令和 6（2024）年度決算統計より

#### (2) 使用料（料金）体系と分担金の状況

本町の使用料（料金）体系は以下のとおりです。本町の浄化槽の使用料は人槽区分別の月額使用料と汚泥汲取りの随時使用料により構成されます。

## ■浄化槽使用料金

(税抜)

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	2,800円	汲取り汚泥10リットルにつき105円
6人槽から7人槽まで		
8人槽から10人槽まで		
11人槽以上	当該人槽につき、1人槽当たり280円を乗じた額	

※寄居町公設浄化槽事業条例より

## ■新規加入分担金

(税抜)

人槽区分	分担金の額
5人槽	102,000円
6人槽から7人槽まで	113,400円
8人槽から10人槽まで	138,000円
11人槽以上	契約金額の1割に相当する額

※寄居町公設浄化槽事業条例より

## ■1ヶ月20m<sup>3</sup>あたりの使用料の推移

(税抜)

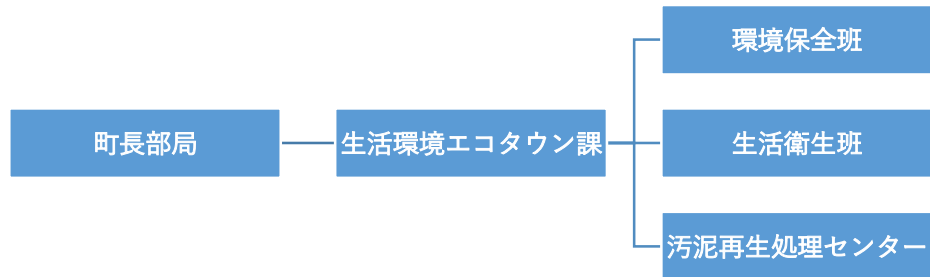
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
条例上の使用料 (10人槽までの場合)	2,800	2,800	2,800	2,800
実質的な使用料 (20m <sup>3</sup> あたり)	2,424	2,742	2,124	2,264

※条例上の使用料：条例上の使用料（随時使用料は含まない） ※実質的な使用料：使用料収入(円)/年間有収水量(m<sup>3</sup>)×20(m<sup>3</sup>)

### (3) 組織の状況

本町の公設浄化槽事業は寄居町生活環境エコタウン課で運営しています。  
浄化槽事業に関与する職員は4名です。

#### ■寄居町の組織状況



### (4) 民間活力の活用等

指定管理者制度及び PPP/PFI については現状活用していません。

### (5) 広域化・共同化

特にありません。

### (6) 資産活用の状況

特にありません。

## IV

## 現状分析

## 1 決算統計・経営比較分析表による本町経営状況分析

## (1) 財務分析（収支等経年分析）

以下の表は令和元（2019）年度から令和6（2024）年度までの過去6年間における公設浄化槽事業の財政状況を決算統計から集計したもので、経常的な活動の収支を示す収益的収支、投資及び企業債の発行及び償還を示した資本的収支の推移を記したものです。

## ■公設浄化槽事業 財政状況

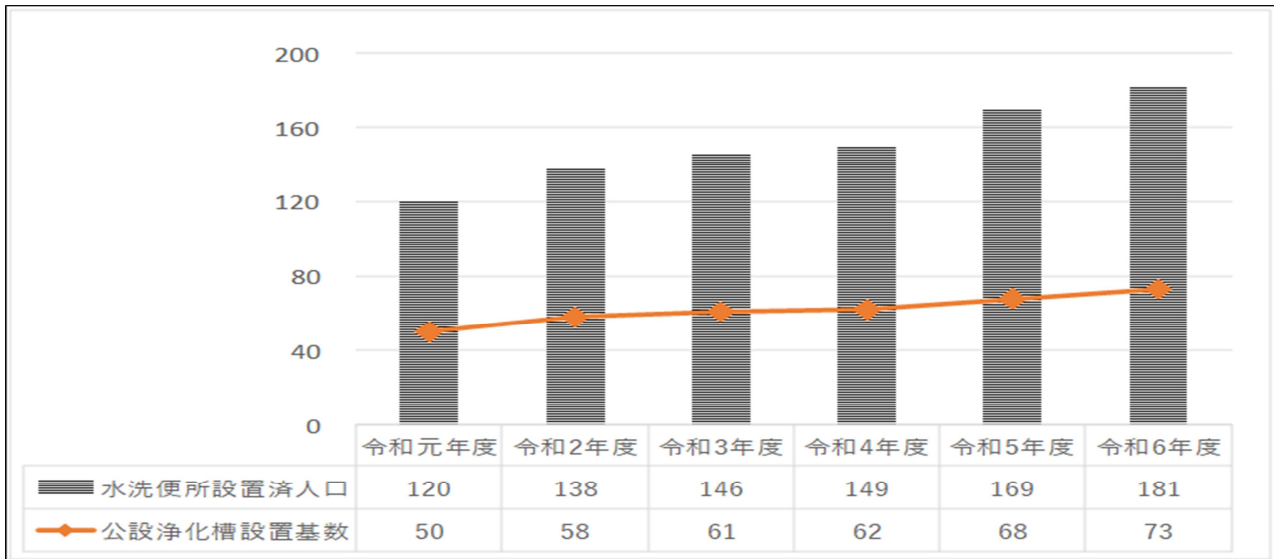
（単位：千円）

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) ※
収益的収支 B-C…A	222	△18	△14	△1,897	967	△289
総収益①+②…B	2,383	3,315	3,413	3,603	3,746	12,701
営業収益①	1,853	2,351	3,052	3,503	2,946	3,726
営業外収益②	530	964	361	100	800	8,975
総費用③+④…C	2,161	3,333	3,427	5,500	2,779	12,990
営業費用③	2,123	3,281	3,368	5,438	2,705	12,332
営業外費用④	38	52	59	62	74	658
資本的収支 E-F…D	△87	△27	△16	△21	3,283	1,897
資本的収入E	14,854	7,398	2,614	986	6,677	7,001
資本的支出F	14,941	7,425	2,630	1,007	3,394	5,104
繰越金G	46	181	136	106	489	0
収益的支出に充てた 地方債H	0	0	0	2,300	0	0
実質収支 A+D+G+H	181	136	106	488	4,739	1,608

※令和6（2024）年度は法適用。法適用に伴い令和5（2023）年度は、収納整理期間が存在しない。（打ち切り決算）

## ■水洗便所設置済人口と公設浄化槽設置基数

(単位：水洗便所設置済人口 人 公設浄化槽設置基数 基)



※決算統計より各年度末の値

公設浄化槽事業の財政状況に対する所見は次のとおりです。

### ■水洗便所設置済人口及び公設浄化槽設置基数

水洗便所設置済人口及び公設浄化槽設置基数は年々増加しています。

平成 29 (2017) 年度から用土区域の一部、令和 2 (2020) 年度から鉢形区域の一部、赤浜区域の一部で、本町が浄化槽を設置し維持管理する公設浄化槽事業の供用を開始し、今後も水洗便所設置済人口及び公設浄化槽設置基数は共に増加していく予定です。

### ■営業収益（使用料収入）の推移

公設浄化槽設置基数の増加に伴い、営業収益（使用料収入）が増加しています。

令和 6 (2024) 年度から法適用化による公営企業会計への移行に伴い、令和 5 (2023) 年度は出納整理期間が存在しないため、使用料は前年度より減少しています。

### ■収益的収支

令和 4 (2022) 年度は新規設置が進まなかったこと、公営企業会計移行支援に伴う委託料が増加したことが原因で赤字となり、地方債の発行により収益的支出に充てています。

### ■資本的収支

令和 5 (2023) 年度は、当年度に予定していた工事において、公営企業会計に移行する令和 6 (2024) 年度を挟んで収入と支出のタイミングに差が生じてしまったため、プラスとなっています。

### ■公営企業会計の適用

令和 6 (2024) 年度より公営企業会計の適用によって収益的収支の費用項目に減価償却費、収益項目に長期前受金戻入が加算されました。長期前受金戻入より減価償却の額が大きいことにより、収支の状況が今後悪化することが予想されます。

## (2) 経営比較分析表による現状分析

経営比較分析表は総務省が推進する「見える化」の一環として、経営指標の経年比較や他公営企業（類似団体平均）との比較等を行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、経営状況をわかりやすく説明するために策定しているものです。

本町の公設浄化槽事業においては、特定地域生活排水事業として経営比較分析表の公表を行っています。

尚、本戦略作成時点では令和5（2023）年度末のものが最新であるため、本町における令和元（2019）年度から令和6（2024）年度の経年比較による分析と、令和5（2023）年度における県内近隣団体、類似団体平均、全国平均と本町の令和6（2024）年度の経営指標を比較し分析しました。

### ■類似単体区分一覧表

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	K1	0
15年以上	K2	237
15年未満	K3	46

※総務省：地方公営企業決算 令和5年度経営比較分析 類似団体一覧より

本町の特定地域生活排水事業の類似団体区分は、K3に該当します。以下の分析では県内近隣団体から同型の類型区分の特定地域生活排水事業の団体である、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、横瀬町、皆野・長瀬下水道組合を選出し、経営比較分析表から各種指標を比較しました。

尚、経営比較分析表の指標のうち、本戦略においては、①収益的収支比率・②経費回収率・③汚水処理原価について分析を行いました。

① 収益的収支比率（％） ◆法非適用 ※令和5（2023）年度まで

$$\text{基本算式： } \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

経常収支比率（％） ◆法適用 ※令和6（2024）年度から

$$\text{基本算式： } \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

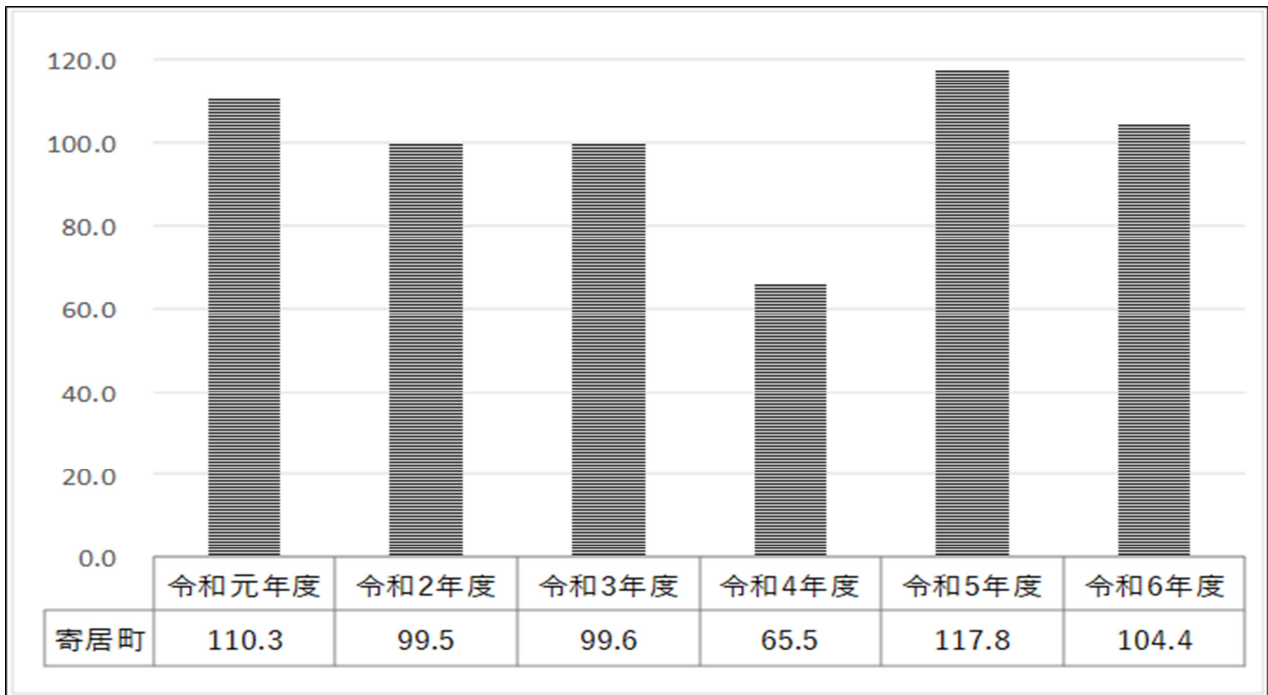
収益的収支比率は、使用料収益や一般会計からの繰入金等の総収益により、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。

経常収支比率は、使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益により、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要になります。

■収益的収支比率 経年比較

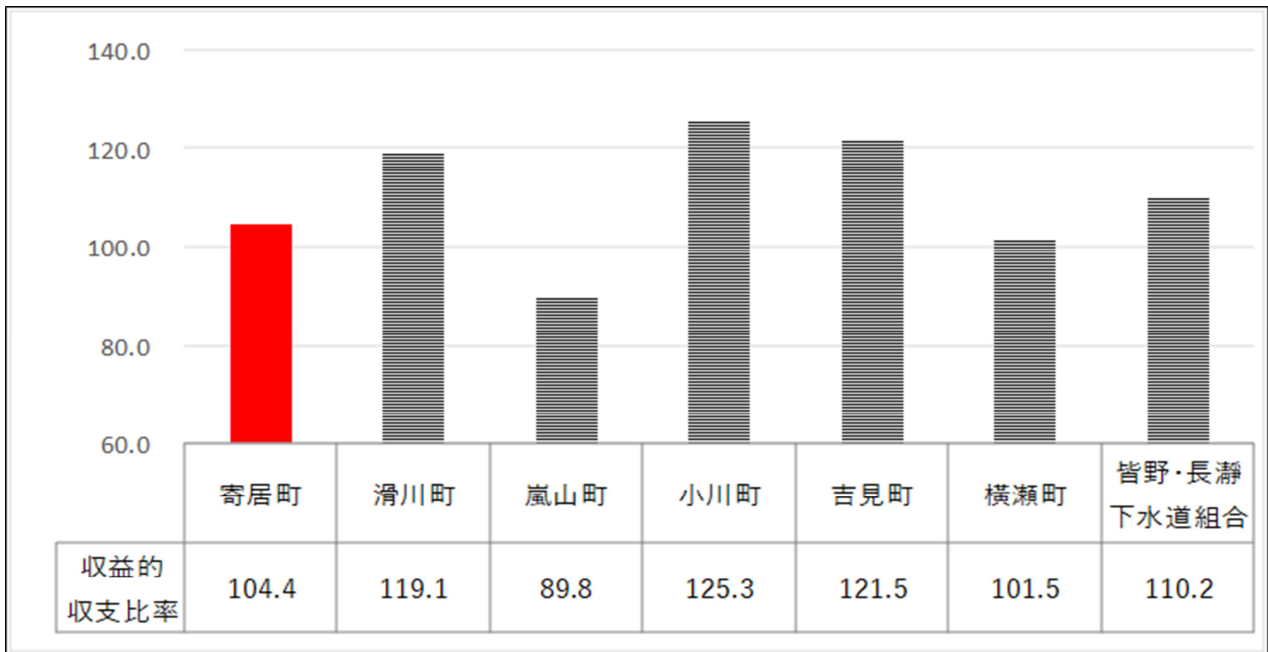
(単位：%)



※令和6（2024）年度は法適用

■令和6年度 収益的収支比率 類似団体比較

(単位：%)



※出典：総務省「地方公営企業等決算」

収益的収支比率の分析ポイントは次のとおりです。

本町の収益的収支比率は令和4（2022）年を除き100%に近い値となっています。

令和4（2022）年度は新規設置が進まなかったこと、公営企業会計移行支援に伴う委託料が増加したことで収益的収支が赤字となり、100%を大きく下回っています。

## ② 経費回収率（％）

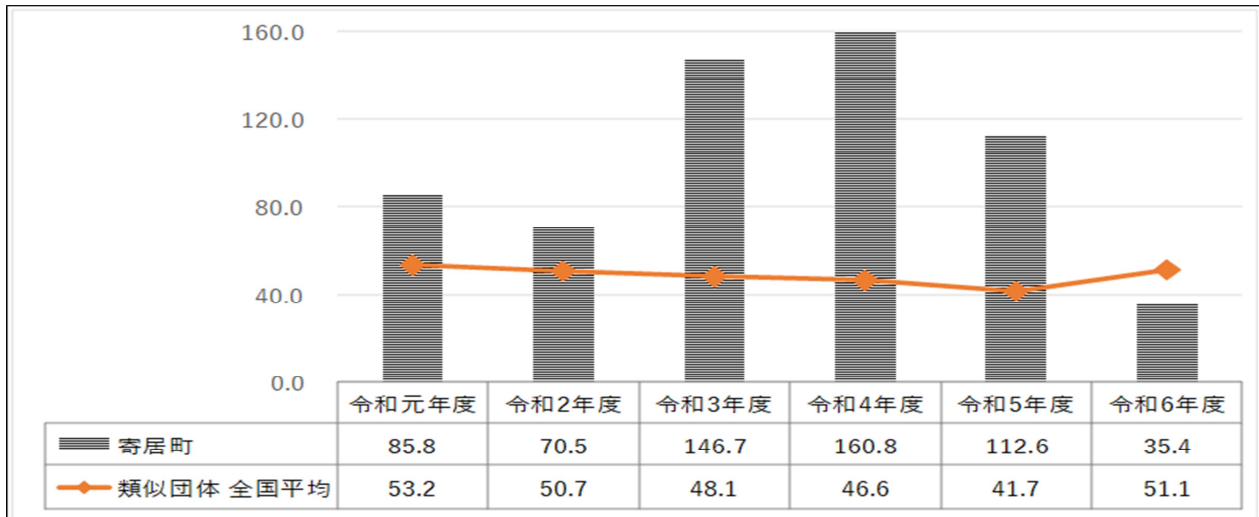
基本算式： $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

国土交通省の資料「下水道使用料の算定」によると、「下水道事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び、当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」としており、適正な経費負担区分を前提とした「独立採算の原則」が定められていることから、経費回収率が100%以上になることを求められています。

### ■経費回収率 経年比較

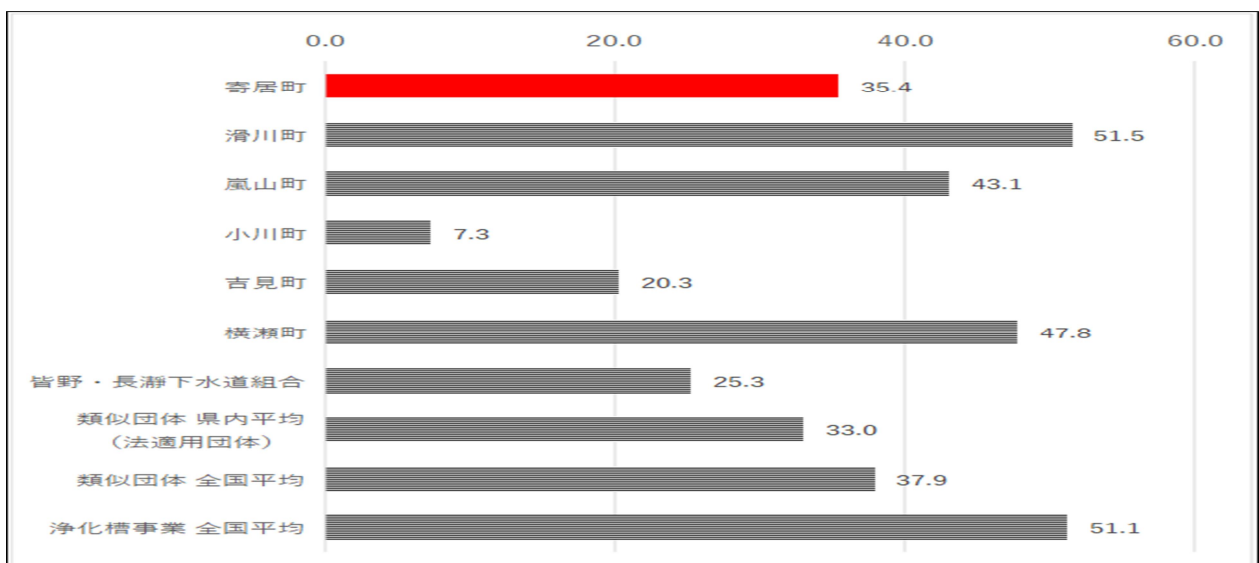
(単位：％)



※令和6（2024）年度は法適用

### ■令和6年度 経費回収率 類似団体比較

(単位：％)



※出典：埼玉県「市町村公営企業に係る経営比較分析表」

経費回収率の分析ポイントは次のとおりです。

本町の経費回収率は、令和6（2024）年度からの法適用により減価償却費の加算等、汚水処理費が増加したことにより、経費を使用料で賄えていない状況です。

### ③ 汚水処理原価（円）

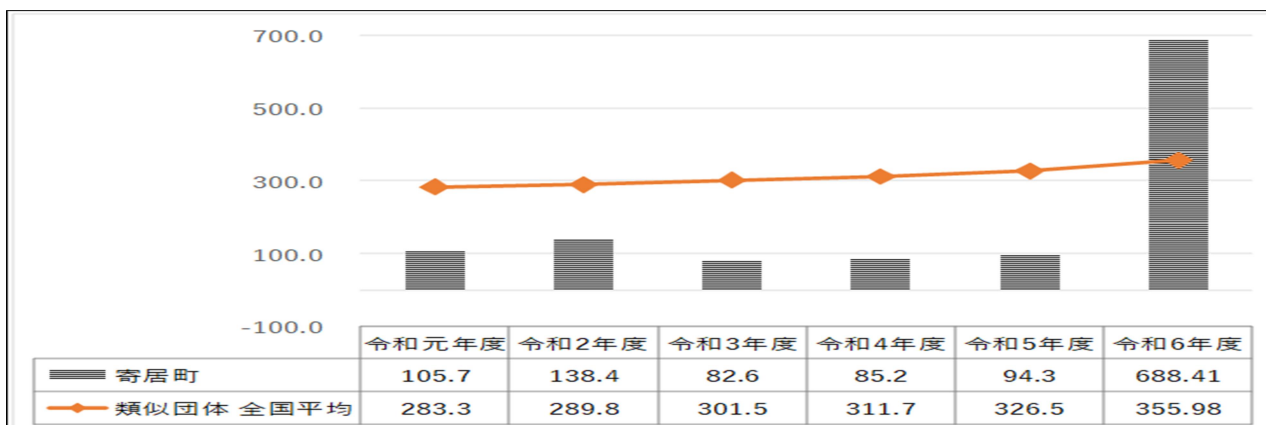
基本算式： $\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$

汚水処理原価は、有収水量1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

総務省が示す「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20 m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること」（公営企業の経営にあたっての留意事項について平成26年8月29日総務省公営企業課長通知）を基にし、汚水処理原価も各自治体及び事業体に対して経営改善を求めています。

### ■ 汚水処理原価 経年比較

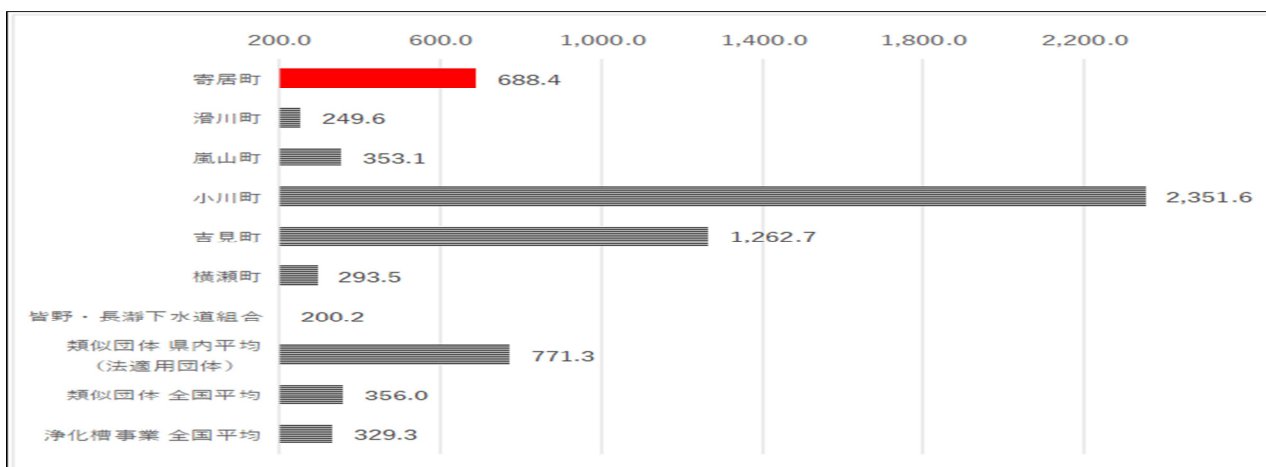
（単位：円）



※令和6（2024）年度は法適用

### ■ 令和6年度 汚水処理原価 類似団体比較

（単位：円）



※出典：埼玉県「市町村公営企業に係る経営比較分析表」

汚水処理原価の分析ポイントは次のとおりです。

令和3（2021）年度から処理委託費が少額になったことから汚水処理原価は減少していましたが、令和6（2024）年度からの法適用により減価償却費の加算等、汚水処理費が増加したことにより汚水処理原価は増額しています。

#### （4）経営比較分析表を踏まえた本町の課題

##### 【本町の課題】

##### ■公営企業会計適用後の課題

令和6（2024）年度より公営企業会計の適用によって収益的収支の費用項目に減価償却費、収益項目に長期前受金戻入が加算されました。

長期前受金戻入より減価償却の額が大きいため、今後、収支の状況が悪化し、経常収支比率が100%を下回る可能性が考えられます。



## 将来の事業環境

### 1. 将来の事業予測

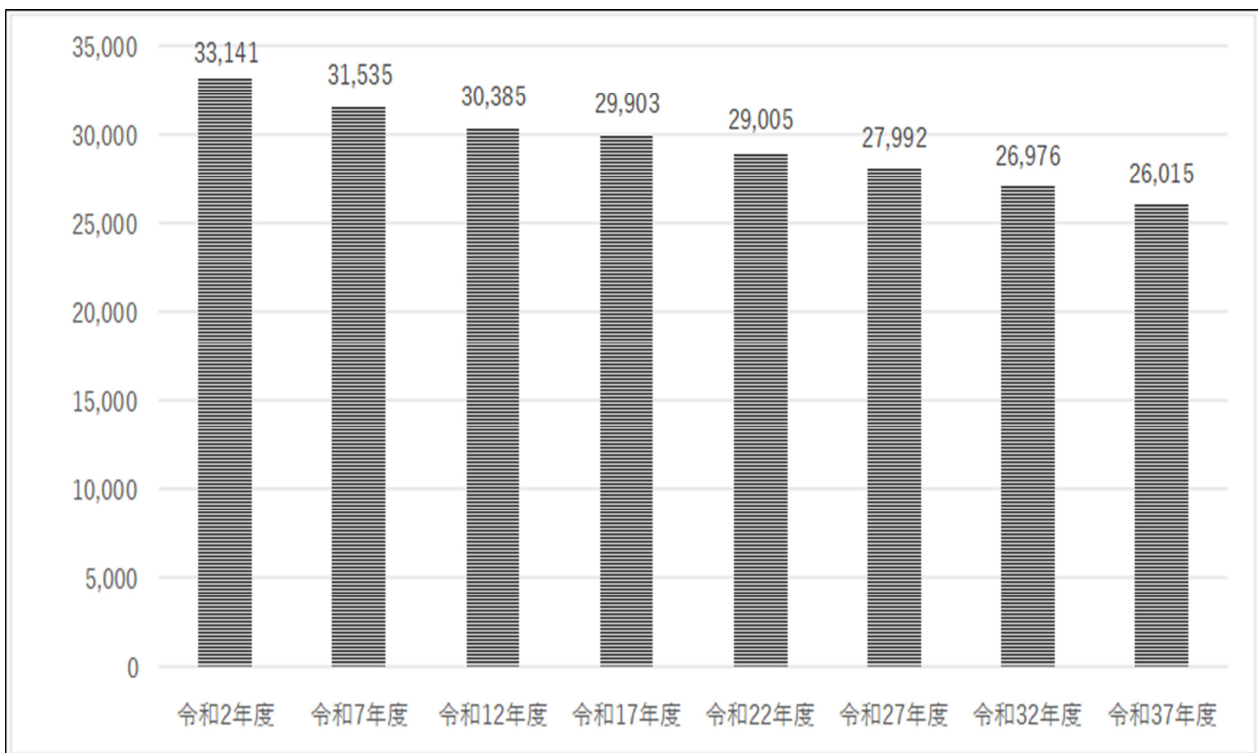
#### (1) 人口の予測

「寄居町人口ビジョン（平成 27 年 12 月）」による、本町の人口の将来展望（目標人口）は下表のとおりです。

令和 2（2020）年度の 33,141 人と 35 年後の令和 37（2055）年度の 26,015 人を比較すると 7,126 人（△21.5%）減少する見通しです。

#### ■人口推計

（単位：人）



※寄居町人口ビジョン（平成 27 年 12 月）より

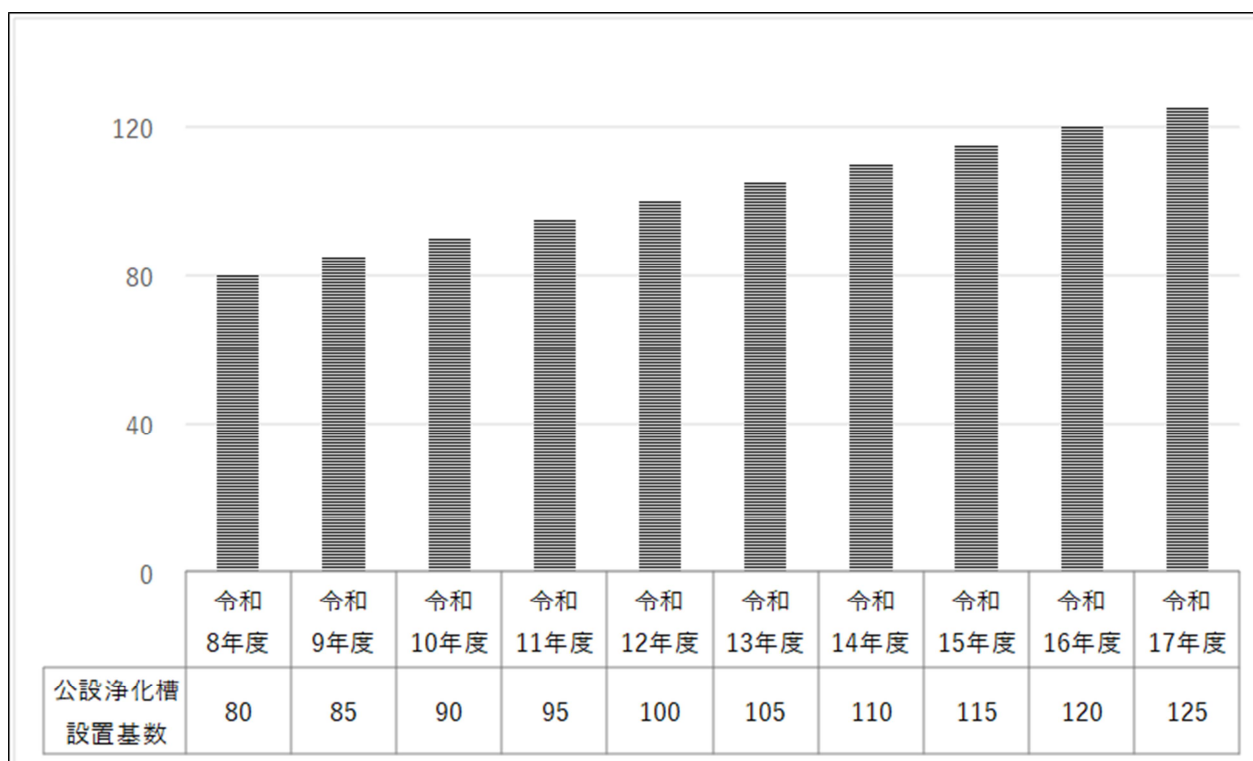
※令和 7（2025）年度までは 4 月 1 日時点の実績値

## (2) 今後の事業の予定

平成 29 (2017) 年から用土区域の一部、令和 2 (2020) 年度から鉢形区域の一部、赤浜地域の一部で供用を開始した公設浄化槽事業は、今後も年間 5 基前後のペースで維持管理する浄化槽を増加していく予定です。

### ■公設浄化槽設置基数の予測

(単位：公設浄化槽設置基数 基)



## (3) 投資・財源の予測

令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの今後 10 年間の建設改良費と財源の計画については以下のとおりです。

### ■建設改良費と財源推計

(単位：千円)

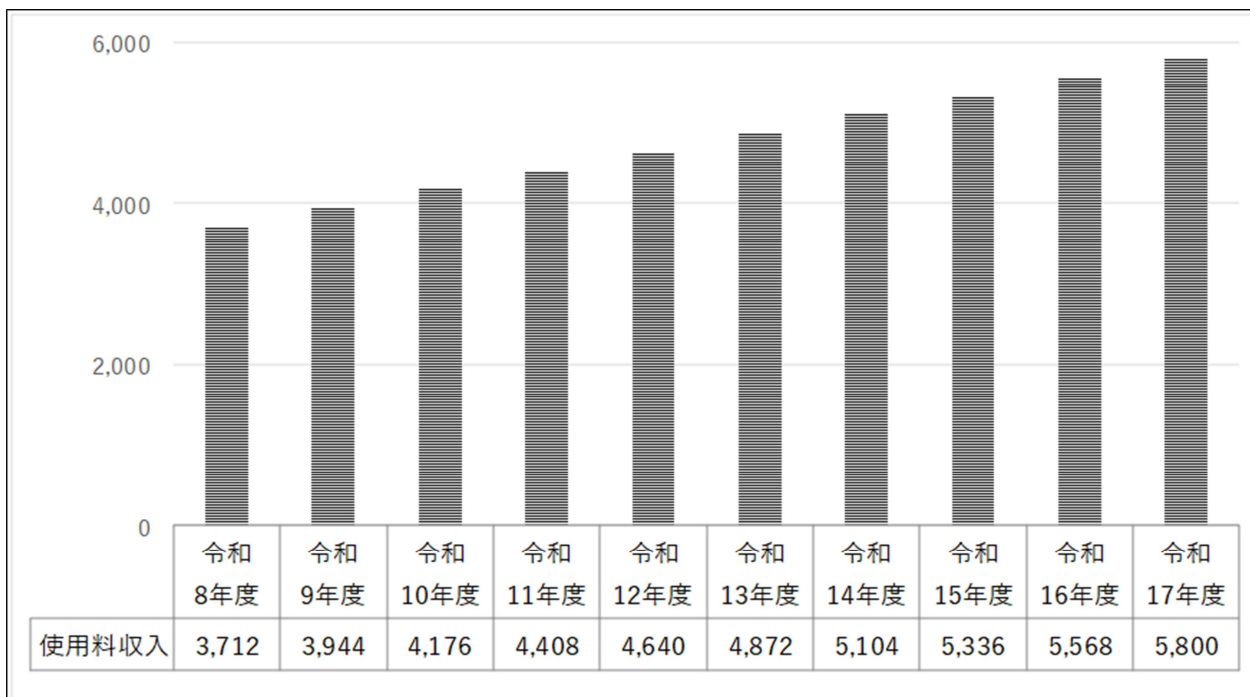
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
建設改良費	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130
財源計画	国庫補助金	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052
	県補助金	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026
	工事負担金	513	513	513	513	513	513	513	513	513
	企業債	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283
	その他	256	256	256	256	256	256	256	256	256

## (4) 使用料収入の予測

浄化槽設置基数の推計から将来の使用料収入の推移を予測しました。

### ■使用料収入 事業別予測

(単位：千円)



## (5) 経費の予測

今後、年間5基前後のペースで浄化槽が増加していくのに伴い維持管理費の増加が見込まれます。また、今後は委託に関する労務費増加、物価上昇などの影響により経費の増加が想定されます。

## (6) 組織の予測

組織については今後、変更の予定はありません。従って、人件費については当面は横ばいを想定しています。

## 2. 現状の課題への対応

---

これまで行ってきた検証に基づき、抽出された課題に対する対応策を整理すると次のとおりとなります。

- 収益の確保
- 人口減少を踏まえた経営戦略
- 今後の投資に向けた財源の確保
- 継続性及び効率性を重視した投資計画の策定と進捗状況の検証

## 3. 経営の基本方針と目標

---

人口減少や高齢化の進行により、今後の下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが予想されます。

資本集約型産業である下水道・浄化槽事業では、管渠施設や処理施設の健全性を維持することが、安定した経営を行うための前提条件となります。「投資試算」(投資事業にかかる費用の見通し)と「財源試算」(浄化槽使用料収入等財源の見通し)を均衡させなければ、下水道・浄化槽事業を持続させることはできません。

従って、この投資事業に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、徹底した「事業の効率化・健全化」に取り組み、事業運営にかかる経常的な経費の削減と適正な使用料の設定を進めることで経営基盤の強化を図るとともに、各施設の投資の最適化を進めることが必要となります。

浄化槽事業を取り巻くこれらの課題を考慮すると、経費増大による財政の圧迫は避けられないものと考えられ、健全な経営を実現するために、具体的に次の4つの基本方針を設定しました。

### 基本方針① 適切で計画的な事業執行

維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、財源が限られる中、適正な事業計画と財政計画を基に、健全な財政運営を目指し持続可能な経営を行います。

また、令和6(2024)年度に地方公営企業会計へ移行したことにより、経営の透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるよう努めます。

### 基本方針② 人材の育成

日常の施設管理を適切に行い、施設の長寿命化を図るため、また、人口減少等の社会情勢の変化に伴う新たな課題に柔軟に対応するために、職員の確保と育成に努めます。

### 経営方針③ 浄化槽事業の理解促進

浄化槽については、衛生的で快適な生活を送るために欠かせない施設であるにも関わらず、普段は目につくことが少ないため、住民の理解を得られにくい状況にあります。

公設浄化槽事業を持続的かつ安定的に運営していくためにも、浄化槽の仕組み等基本的な事項から経営状況等も含めた理解促進を進めます。

### 基本方針④ 経営戦略の定期的な見直し

人口減少に伴い使用料収入が減少する一方で既存施設の老朽化は進み、大規模な更新及び改修工事が必要になるため、今後の施設の更新需要や使用水量、財務状況の検証等を行い、経営戦略においては、原則5年ごとに見直し、改定することとします。

# VI

## 投資・財政計画（シミュレーション）

### 1. シミュレーションの設定条件

投資事業に必要な財源を確保して、少なくとも「投資試算」と「財源試算」を均衡させなければ、本事業を持続させることはできません。

事業運営にかかる経常的なコストの削減の研究を行い、「経営の効率化」を図ります。

そこで、投資・財政計画を策定するにあたり、地方公営企業法に基づき、減価償却費等を踏まえ、公営企業会計にあわせたシミュレーションを行いました。シミュレーションの設定条件については以下のとおりです。

#### ■収益的収支 設定条件

区 分		算 出 根 拠	
収 益 的 収 入	営業収益	使用料収入+雨水処理負担金+その他	
	使用料収入	令和8年度以降は前章の使用料収入の予測を参照	
	営業外収益	他会計補助金+長期前受金戻入+その他	
	他会計補助金	令和8年度以降同額	
	長期前受金戻入	令和7年度以降は、固定資産台帳と今後の投資に対する長期前受金戻入を基に試算	
	その他	令和7年度以降同額	
	特別利益 (D)	令和7年度以降は見込みなし	
	収益的収入 (A)	営業収益+営業外収益+特別利益	
	収 益 的 支 出	営業費用	職員給与費+経費+減価償却費
		職員給与費	令和8年度以降は、企業会計事務の割合を70%として試算
		経費	修繕費+材料費+委託料+負担金+その他
		修繕費	令和7年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算
		材料費	令和7年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算
		委託料	令和7年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算
負担金		令和7年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算	
その他		令和7年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算	
減価償却費		令和7年度以降は、固定資産台帳と今後の投資に対する減価償却費を基に試算	
営業外費用		支払利息+その他	
支払利息	令和5年度の決算統計の地方債年度別償還状況調と今後の投資に対する企業債を基に試算		
その他	令和7年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算		
特別損失 (E)	令和7年度以降は見込みなし		
収益的支出 (B)	営業費用+営業外費用+特別損失		
収益的収支 (C)+(D)-(E)	経常利益・損失+特別利益-特別損失		

## ■資本的収支 設定条件

区 分		算 出 根 拠
資本的 収支	企業債	令和8年度以降は前章の投資・財源の予測を参照
	他会計補助金	令和7年度以降同額
	国・都道府県補助金	令和8年度以降は前章の投資・財源の予測を参照
	工事負担金	令和8年度以降は前章の投資・財源の予測を参照
	資本的収入 (A)	企業債+他会計補助金+国・都道府県補助金+工事負担金
	建設改良費	令和8年度以降は前章の投資・財源の予測を参照
	企業債償還金	令和5年度の決算統計の地方債年度別償還状況調と今後の投資に対する企業債を基に試算
	その他	見込みなし
	資本的支出 (B)	建設改良費+企業債償還金+その他
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)=(C)	資本的収入-資本的支出
補填 財源	損益勘定留保資金	令和7年度以降は過年度の減価償却費-長期前受金戻入等から使用
	利益剰余金処分類	令和7年度以降は当年度の収益的収支の利益分から使用
	繰越工事資金	前年度から繰り越された財源充当額
	その他	令和7年度以降は消費税及び地方消費税の資本的収支調整による還付金など
	補填財源合計 (D)	上記の合計
補填財源不足額 (C)-(D)=(E)	資本的収支-補填財源合計	
企業債残高	令和5年度の決算統計の地方債に関する調と今後の投資に対する企業債残高を基に試算	

## ■他会計繰入金 設定条件

区 分		算 出 根 拠
他会計 繰入 金	収益的収支分	基準内繰入金+基準外繰入金
	基準内繰入金	見込みなし
	基準外繰入金	令和8年度以降同額
	資本的収支分	基準内繰入金+基準外繰入金
	基準内繰入金	見込みなし
	基準外繰入金	令和8年度以降同額
	合計	収益的収支分+資本的収支分

## 2. 現状予測に基づく投資・財政計画

今後の予測やシミュレーション設定条件に基づき本戦略の計画期間である令和17（2035）年度までの投資・財政計画を策定しました。

■収益的収支 現状予測に基づく投資・財政計画

(単位：千円)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)												
収益的 収入	営業収益	1,685	2,137	2,775	3,185	2,678	3,387	3,480	3,712	3,944	4,176	4,408	4,640	4,872	5,104	5,336	5,568	5,800	
	使用料収入(税抜)	1,685	2,137	2,775	3,185	2,678	3,387	3,480	3,712	3,944	4,176	4,408	4,640	4,872	5,104	5,336	5,568	5,800	
	営業外収益	530	964	361	100	800	8,975	11,927	10,450	10,570	10,689	10,809	10,929	11,049	11,168	11,288	11,408	11,527	
	他会計補助金	530	964	361	100	800	7,459	10,265	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	
	長期前受金戻入						1,514	1,661	1,890	2,010	2,129	2,249	2,369	2,489	2,608	2,728	2,848	2,967	
	その他	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別利益						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的収入 (A)	2,215	3,101	3,136	3,285	3,478	12,362	15,407	14,162	14,514	14,865	15,217	15,569	15,921	16,272	16,624	16,976	17,327	
	収益的 支出	営業費用	1,961	3,019	3,097	4,977	2,505	12,012	10,708	11,811	12,890	12,815	13,240	13,718	13,994	14,386	14,770	15,121	15,496
		職員給与と費 経費	0	0	0	0	0	3,323	3,458	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979	3,979
		修繕費	0	0	86	0	0	166	56	75	100	78	85	89	85	87	88	88	89
		材料費	0	0	0	0	0	115	39	52	69	54	59	61	59	60	61	61	61
		委託料	1,616	2,624	2,622	4,609	1,999	4,470	3,730	3,434	3,917	3,731	3,731	3,831	3,802	3,826	3,858	3,867	3,889
		負担金	0	0	0	0	0	36	12	16	22	17	19	20	19	20	20	20	20
		その他	345	395	389	368	506	1,884	929	1,117	1,323	1,134	1,203	1,232	1,202	1,224	1,232	1,232	1,242
		減価償却費						2,018	2,484	3,138	3,480	3,822	4,164	4,506	4,848	5,190	5,532	5,874	6,216
		営業外費用	38	52	59	62	74	109	128	152	166	174	186	195	203	212	219	236	203
		支払利息	38	52	59	62	74	90	122	144	155	166	177	186	194	203	210	227	194
		その他	0	0	0	0	0	19	6	8	11	8	9	9	9	9	9	9	9
特別損失							549	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的支出 (B)		1,999	3,071	3,156	5,039	2,579	12,670	10,836	11,963	13,056	12,989	13,425	13,913	14,197	14,598	14,989	15,357	15,699	
収益的収支 (A)-(B)	216	30	△ 20	△ 1,754	899	△ 308	4,571	2,199	1,458	1,877	1,792	1,656	1,723	1,674	1,635	1,619	1,629		

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
汚水処理費(千円)	2,161	3,333	2,080	2,178	2,616	9,573	6,447	7,078	7,762	7,630	7,853	8,111	8,227	8,425	8,615	8,790	8,946
経費回収率(%)	85.75%	70.54%	146.73%	160.84%	112.61%	35.38%	53.98%	52.45%	50.81%	54.73%	56.13%	57.20%	59.22%	60.58%	61.94%	63.35%	64.84%

■資本的収支 現状予測に基づく投資・財政計画

(単位：千円)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)												
資本的 収支	資本的 収入	企業債	4,400	1,300	400	0	2,500	2,400	1,900	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283
		他会計補助金	0	0	0	0	0	836	1,212	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424
		国・都道府県補助金	8,980	5,212	1,897	873	3,531	3,244	6,468	3,078	3,078	3,078	3,078	3,078	3,078	3,078	3,078	3,078	3,078
		工事負担金	1,474	886	317	113	646	521	204	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513
		資本的収入 (A)	14,854	7,398	2,614	986	6,677	7,001	9,784	6,298	6,298	6,298	6,298	6,298	6,298	6,298	6,298	6,298	6,298
	資本的 支出	建設改良費	14,941	7,425	2,630	1,007	2,992	7,001	9,784	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130
		企業債償還金	0	0	0	0	402	999	1,092	1,207	1,266	1,309	1,352	1,394	1,437	1,480	1,293	1,335	528
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資本的支出 (B)	14,941	7,425	2,630	1,007	3,394	8,000	10,876	6,337	6,396	6,439	6,482	6,524	6,567	6,610	6,423	6,465	5,658
	資本的収支 (A)-(B)=(C)		△ 87	△ 27	△ 16	△ 21	3,283	△ 999	△ 1,092	△ 39	△ 98	△ 141	△ 184	△ 226	△ 269	△ 312	△ 125	△ 167	640
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (C)<0の場合 -		87	27	16	21	0	999	1,092	39	98	141	184	226	269	312	125	167	0	

補填 財源	損益勘定留保資金						504	660	0	0	4	46	89	132	0	0	0
	利益剰余金処分額	46	181	136	106	489	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	407	432	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	補填財源合計 (E)	46	181	136	106	489	911	1,092	180	180	180	184	226	269	312	180	180
補填財源不足額 (D)-(E)		41	0	0	0	0	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

企業債残高	13,300	14,600	15,000	17,300	19,398	20,799	21,607	21,683	21,700	21,674	21,605	21,494	21,340	21,143	21,133	21,081	21,836
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

■他会計繰入金 現状予測に基づく投資・財政計画

(単位：千円)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)											
他会計 繰入金	収益的収支分	530	964	361	100	800	7,459	10,265	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	
	基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基準外繰入金	530	964	361	100	800	7,459	10,265	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	8,559	
	資本的収支分	0	0	0	0	0	836	1,212	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	
	基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基準外繰入金	0	0	0	0	0	836	1,212	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	
	合計	530	964	361	100	800	8,295	11,477	9,983	9,983	9,983	9,983	9,983	9,983	9,983	9,983	9,983	

## ■投資・財政計画のポイント

### ○使用料収入の増加

本事業で維持管理を行う浄化槽は年々増加しており、令和 8（2025）年度以降も年間 5 基前後のペースで増加していく予定です。浄化槽の増加に伴って、使用料収入が増加しています。

### ○公営企業会計の適用

令和 6（2024）年度より公営企業会計の適用によって、営業費用に減価償却費、営業外収益に長期前受金戻入が加算されます。長期前受金戻入より減価償却の額が大きいため、経費が増加となり、収益的収支は減少傾向にあります。

また、職員給与費の計上が必須となったため、令和 6（2024）年度より営業費用が増加しています。

### ○経費回収率が 100%を下回る

公営企業会計に移行後の経費回収率は 100%には満たず、経費を使用料収入で賄えていない状況です。維持管理する浄化槽の増加に伴って使用料収入が増加しますが、100%を満たすことができていません。

### 3. 投資・財政計画（収支計画）における今後検討予定の取組の概要

---

#### （1）今後の投資についての検討

今後の投資について、年間5基前後のペースで維持管理する浄化槽を増加していく予定です。

#### （2）今後の財源についての検討

##### ① 資産活用による収入増加の取組について

特に予定はありませんが、収入増加で活用できる取組については引き続き検討していきます。

##### ② その他の取組

建設改良費について、国庫補助金や交付税措置の有利な企業債等、適切な財源確保を検討していきます。

#### （3）投資・財政計画に未反映の取組や今後予定の取組概要

##### ① 広域化・共同化・最適化に関する事項

特に予定はありませんが、公共下水道事業との会計統合を検討していきます。

##### ② 投資の平準化に関する事項

特に予定はありませんが、令和6（2024）年度に公営企業会計へ移行し、今後は資金繰りを考慮する中で、必要に応じて資本費平準化債を発行するなどの平準化を検討していきます。

##### ③ 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI等）

現段階では未検討ですが、将来的には職員の技術力の維持を考慮しつつ、委託業務の範囲拡大等について検討していきます。

##### ④ 投資以外の経費についての検討状況等

公営企業会計へ移行し職員給与費の計上が必須となり、現況は最低限の人員で対応のため変更はありません。

委託費に関しては、単年度で実施している維持管理業務等の委託業務に関して、複数年契約での経費削減が可能か今後検討していきます。

それ以外の取組については、将来の経営状況を鑑み経費削減に関して、実現可能なものについては採用を適宜検討していきます。

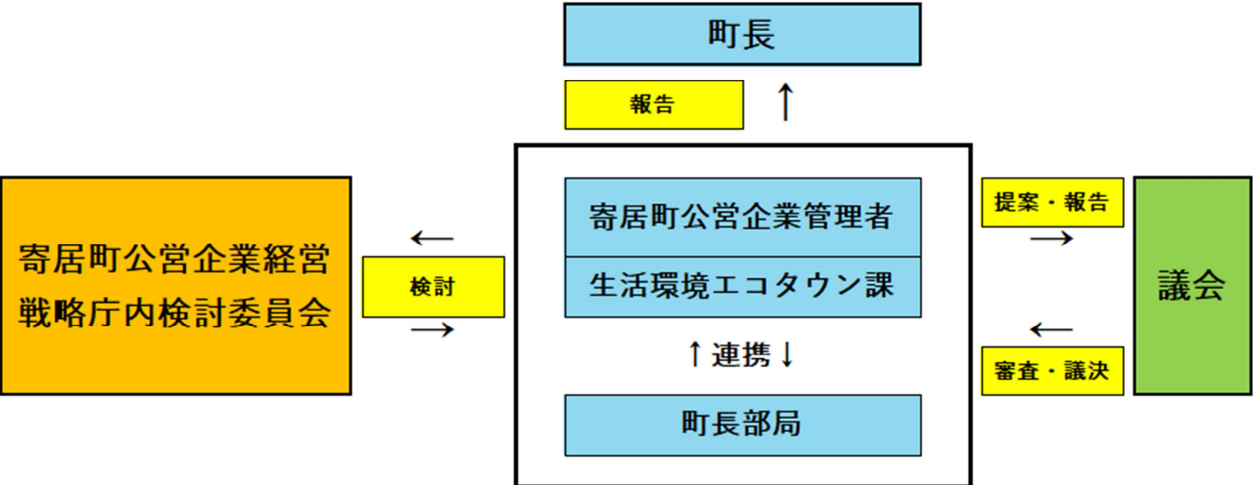
# VII

## 経営戦略の取組体制と今後の検討事項

### 1. 経営推進体制

本戦略における取組は、生活環境エコタウン課を中心として実施します。一方で、投資や投資の効率化等による利用者サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、サービスの規模の最適化等の取組については、寄居町公営企業経営戦略庁内検討委員会で検討のうえ推進します。また、進捗状況については、事務局である生活環境エコタウン課で情報収集・進捗管理を行い、今後の対応を検討します。

#### ■経営推進体制イメージ



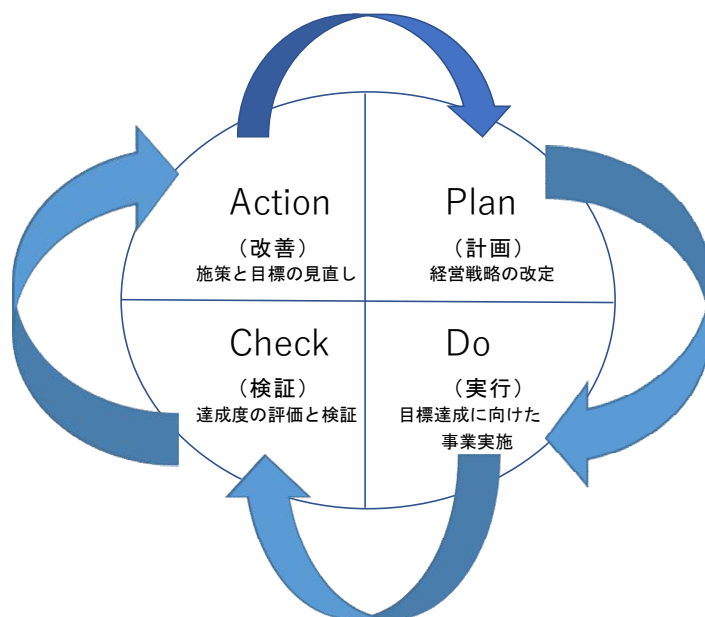
## 2. PDCA サイクルの実行

経営戦略は PDCA サイクルにおける計画（Plan）に位置付けられます。今後は実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）等の PDCA サイクルを確実に実施することが重要です。

検証においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を用いた経営分析や類似団体との比較分析を行います。

また、これらの PDCA サイクルにより経営状況を的確に把握し、経営の健全化及び効率化に取り組んでいきます。

### ■PDCA サイクルイメージ



## 3. 次回以降の見直し

本戦略の次回以降の見直しについては、使用料の妥当性の検証及び検討や投資計画の進捗等、経営の変化にあわせて、令和 12（2030）年度から原則 5 年ごとに見直しを行います。

尚、自然災害等の突発的な事象があれば、適宜見直しを行います。

また、見直し及び検討に当たっては、寄居町公営企業経営戦略庁内検討委員会で検討のうえ、改定後は広く住民等へ公表することとします。

### ■経営戦略の見直しスケジュール

計画年次	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
効果測定と改定					見直し					最終年度

## 埼玉県寄居町 浄化槽事業経営戦略

---

令和8年3月

発行：寄居町 生活環境エコタウン課

住所：〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

Tel. 048-581-2121 (内線 221~224)